

# フランス語の法助動詞 *devoir* の否定について

叙法と否定の意味解釈をめぐって

L'auxiliaire modal *devoir* au négatif

— sur l'interprétation du mode et de la négation

神林 慶

Kei KAMBAYASHI

東京外国語大学博士前期課程

Master's Program, TUFS

ふらんぼー(Flambeau) vol.43 2017, p.103-117.

原稿受理 2017-12-04 ; 最終版 2017-02-05

## 抄録

フランス語の法助動詞 *devoir* が、否定形に置かれた場合の解釈を、*devoir* の叙法と時制との関係から考察する。まず、英語の法助動詞と否定に関して先行研究を概観した上で、フランス語 *devoir*, *falloir* の否定とその解釈について、先行研究を整理する。次に、コーパスを用いて、実際の用例を、主語となる名詞句、*devoir* の叙法と時制、後続する動詞、用法の 4 つの観点から分類し、特に条件法現在形に置かれた、*devoir* の否定形に関して、考察をしていく。

## Résumé

Quand on utilise le verbe modal « *devoir* » au négatif, il est possible que l'interprétation de « *devoir* » soit différente selon le temps et le mode de « *devoir* ». Après avoir observé les études précédentes sur le verbe modal et la négation, on analyse des exemples dans le corpus en classant par le sujet, le temps, l'infinitif qui suit, et l'emploi. En particulier, on fait la recherche sur des exemples au conditionnel présent.

## キーワード

法助動詞、*devoir*、否定、条件法

© ふらんぼー Flambeau 43 (2017) pp.103–117.

183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1 東京外国語大学フランス語研究室

183-8534 French Section, Tokyo University of Foreign Studies, 3-11-1

Asahi-cho Fuchu City, Tokyo

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス (CC-BY) 下に提供します。

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



## 1.はじめに

本稿は、フランス語の法助動詞 *devoir*<sup>1</sup>が否定形に置かれた場合、*devoir* の叙法 (mode)と否定の意味解釈に、どのような関係が見られるかを考察することを目的とする。

この点に関して、まず、Charaudeau (1992, p.563-564) が、以下(1), (2)の興味深い用例を取り上げている。(下線は筆者による<sup>2</sup>)

(1) Tu ne dois pas parler avant le président de séance.

会長の前に話してはいけない。

(2) Tu ne devrais pas parler avant le président de séance.

会長の前に話さない方がいい。

Charaudeau (1992) において、*devoir* が直説法現在形に置かれた(1)は全否定 (négation totale)、*devoir* が条件法現在形に置かれた(2)は部分否定 (négation partielle) であるとされている<sup>3</sup>。

Touratier(2008, p.27-28)は、(1)と(2)において、否定のスコープ(portée)は変わらないものの、(2)は実際に発話時点で話している聞き手に向けられている発話文であるため、否定の焦点(foyer)から主語の *tu* が除外され、部分否定になるとしている<sup>4</sup>。つまり、その場にいる人に対する、いわば「一般的な」禁止を表す(1)に、条件法を付加することで、実際に話をしている「聞き手個人への」警告へと変わっているという指摘である<sup>5</sup>。ただし、Charaudeau(1992)では、(1), (2)の前後文脈について、言及がないため、ここでは、(1), (2)の文意を比較し、その差異を述べることはできない。

また、van Hecke (2007) では、フランス語 *devoir*, *falloir* の否定形の用法に関して、時制により、分布にどのような差異が見られるかを調査している。この調査においては、法助動詞 *devoir*, *falloir* を「断定的用法(emploi assertif)」「評価的用法(emploi évaluatif)」「認識的用法(emploi épistémique)」に大きく三分割し、時制ごとの分布をまとめており、時制と用法の関係は一定程度説明されているといえる。

しかし、van Hecke (2007) の調査は、直説法現在形、直説法複合過去形、直説法

---

<sup>1</sup> 動詞の不定形を続ける *devoir*, *pouvoir*, *vouloir* などの語は、動詞の過去分詞形を後続する *être*, *avoir* と区別するため、法動詞(*verbe modal*)、準助動詞(*semi-auxiliaire*)など、さまざまな呼び方があるが、以下では Riegel (1994, p.254)にならい、法助動詞(*auxiliaire modal*)と呼ぶこととする。

<sup>2</sup> 解釈を示すため、例文には本稿筆者が、日本語訳を付けている。

<sup>3</sup> Charaudeau(1992)は、(1)のタイプの否定を *affirmation d'un contenu négatif*、(2)のタイプの否定を *réfutation d'un énoncé positif* と、それぞれ呼んでいる。両者は、後述する澤田(2006)における、「否定命題断定」と「既存命題否認」に概ね相当する。

<sup>4</sup> Touratier (2007) において、*foyer* は *portée* の中でも、意味作用や解釈の上で、中心的な役割を果たすものと、定義されている。すなわち、*portée* の中に *foyer* が含まれる関係となっている。この点、金水(2000)は、前者を「スコープ」、後者を「焦点」としており、構文的条件から特定される「スコープ」に対し、「焦点」の特定には、構文的要素に加え、文脈などの発話的な要素が必要であるとしている。

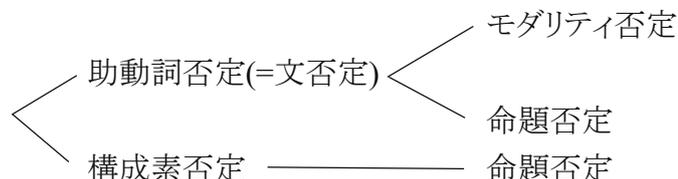
<sup>5</sup> なお、ここで、*devoir* を直説法から条件法へ変えることで、否定の焦点だけでなく、*devoir* 自体の用法も変化していることに、注目したい。



## 2. 2. 澤田 (2006)

澤田(2006)は、英語の助動詞と否定辞の not が共起した文を以下のように区別する。

(5)



「構成素否定」は、「否定の範囲が文の一部(特定の語・句・節など)にしか及ばない場合」であり、全体としては肯定文であるので、ここでは、「助動詞否定」のみを考慮する。

まず、認識的不可能性を表す英語の法助動詞に関して、認識的 can't(=6)が「モダリティ否定」となり、認識的 must not(=7)が「命題否定」となることに関して<sup>8</sup>、前者を(8)によって、後者を(9)によって、それぞれ説明している。

(6) A: John didn't come to class today; maybe he is ill.

ジョンは今日授業に来なかった。たぶん彼は病気なんだろう。

B: He can't be ill; I heard him play the bagpipes this morning.

彼が病気であるはずがないよ。今朝彼がバグパイプを演奏するのを聞いたから。

(7) Brian said he would definitely be here before 9:30. It's 10:00 now, and he's never late. He must not be coming.

ブライアンは9時半前にここにきつと来ると言っていた。今10時だ、そして彼は決して遅刻をしない。彼は来ないに違いない。

(8) 既存命題否認の条件:

話し手は、モダリティ否定の認識的助動詞を用いる際には、証拠 q に基づいて、既存命題(もしくは、主張・想定)p(または、~p)を否認したり、p(または~p)とは思えないと主張したりしている。

(9) 否定命題断定の条件:

話し手は、命題否定の認識的助動詞を用いる際には、「命題 p ならば、証拠 q ということはないはずだ。しかし、実際には、q だ。それゆえ、p ではない」と断定している。

すなわち、「認識的」モダリティが否定形に置かれる場合、(8)、(9)のいずれかの条件

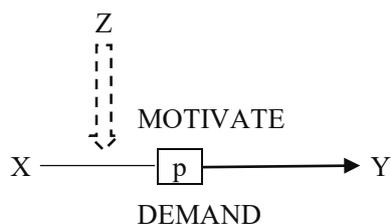
---

<sup>8</sup> 澤田(2006)は、助動詞の意味を「認識的」と「束縛的」とに分類している。

を満たしているということである。

一方、「束縛的モダリティ」に関しては、(a)「義務・必要」、(b)「許可」、(c)「不必要」、(d)「不許可、禁止」の下位区分を想定し、「明示的であれ非明示的であれ、なんらかの形でそのモダリティの『動機づけ』が伴っている」とし、以下の四要素を含むスキーマを提示している。(Xは義務を課す主体、Yは義務を課される存在、pは義務の内容、Zは義務づけのための動機づけを表す。)

#### (10) 義務づけのスキーマ



「義務づけのための動機づけ」のうち、明示的なものとして、理由・目的・条件があるが、義務表現の本質をつかむために、これは、考慮すべき要素であると論じている。しかし、澤田(2006)も、時に、この「義務づけのための動機づけ」が必ずしも自明と感じられない場合があることを認めており、

#### (11) 敵を愛し、迫害する者のために祈れ (『マタイによる福音書』第5章第44節)

を例に、義務づけの理由・動機づけは、「話し手・聞き手の共通知識、あるいはその発話を取り巻くコンテキスト(教義、社会背景、文化など)に大きく依存する」としている。つまり、英語の助動詞において、明示的であれ暗示的であれ、「義務づけのための動機づけ」の存在が、「束縛的」モダリティのマーカースとして、機能しているということである。

### 3. フランス語の法助動詞と否定についての先行研究

#### 3.1. van Hecke (2007)

先述の通り、van Hecke(2007)の調査は、拘束的(déontique)法助動詞の *devoir*, *falloir* が否定形に置かれた場合に関して、その時制ごとの用法の分布をまとめたものである。渡邊(2010)が指摘するように、この調査は、「拘束的法助動詞の否定は『してはいけない』の解釈になる」という従来的前提が、常に成り立つわけではないことを示したという点で、画期的である。

また、用法の分類に際しては、次の例を用いて、説明している。

(12a) Le résumé ne doit pas dépasser 200 mots.

要約は、200語を超えてはならない。

(12b) Le résumé doit ne pas dépasser 200 mots.

- (13a) Tu ne dois pas essayer de comprendre tout d'un coup car c'est impossible.  
 全部を理解しようとしても無駄だ。不可能だから。
- (13b) Tu dois ne pas essayer de comprendre tout d'un coup car c'est impossible.
- (13c) Il est inutile d'essayer de comprendre tout d'un coup car c'est impossible.

すなわち、(12a)の言い換えとして、(12b)は妥当であるが、(13a)の言い換えとして、(13b)ではなく(13c)が妥当であることを踏まえ、「しなくてよい」解釈(il n'est pas nécessaire que)と「してはいけない」解釈(il faut ne pas que)の間には、非推奨(il n'est pas recommandé que)という中間的な解釈が存在するとしている<sup>9</sup>。

ただし、イタリア語・ルーマニア語との対比において、用法の分類は、以下の(14a)、(14b)、(14c)の三通りとなっている。すなわち、先述の「非推奨」解釈は、中間的な解釈ではあるものの、分類としては「してはいけない」解釈の一部と見なされている<sup>10</sup>。

- (14) a) emploi assertif: 'il n'est pas nécessaire que p'  
 b) emploi évaluatif: 'il faut ne pas que p' 'il n'est pas utile, poli, etc.'  
 c) emploi épistémique: 'probablement p' 'manifestement p'

また、epistemic と deontic を別個のものとして扱っていた、太田(1980)や澤田(2006)と異なり、van Hecke(2007)は、devoir 自体を déontique な法助動詞として捉えており、その否定形の一つの解釈として、épistémique を位置づけている点に、注意が必要である。

分析にあたっては、Google を用い、各時制について、100 例ずつ用例を集め、各用法に分類している(van Hecke(2007), p.166)。そこで、顕著な差異が見られたのは、法助動詞 devoir, falloir が現在形に置かれた場合と、複合過去形に置かれた場合である。フランス語に関してのみ、言及すると、現在形では il ne faut pas に 99 例、tu ne dois pas に 63 例見られた評価的解釈が、複合過去形においては皆無となり、il n'a pas fallu は 100 例とも断定的解釈、tu n'a pas dû は 100 例とも認識的解釈であった。

なお、現在形において、数は多くないものの、断定的解釈<sup>11</sup>と認められる用例は、存在する。(il ne faut pas は 1 例、tu ne dois pas は 19 例。)そして、この解釈を促す要因として、van Hecke(2007, p.167-168)は、以下の三つを挙げている。

- (15) a) pour (que)など、目的を表す副詞句・副詞節があるとき、目的に対する条件の必然性を否定<sup>12</sup>

<sup>9</sup> (12a)は、主語が非・人間の le résumé であるのに対し、(13a)は、主語が人間の tu である。後述される分析では、tu を主語とする devoir のみを使用しているが、主語となる名詞句の性質の差や、それによる発話文への影響などに言及がないまま、devoir の用法を分類することは、難しいように思われる。

<sup>10</sup> 以下、渡邊(2010)にならい、emploi assertif を「断定的」用法、emploi évaluatif「評価的」用法、emploi épistémique を「認識的」用法と呼ぶこととする。

<sup>11</sup> van Hecke(2007)において、途中から、lecture littérale と呼ばれ、訳語としては「字義的解釈」などとなるが、指すものは、依然 emploi assertif のことであるので、混乱を避けるため、「断定的」と呼ぶ。

<sup>12</sup> この点に関しては、Hélène Huot (1974, p.81-82)にも言及があり、文中に「目的(but)」「対立

- b) *nécessairement* などの副詞が否定に伴うと、‘il faut ne pas p’解釈を妨げる
- c) 話者が p の必然性の否定を伝達する発語内的意図に加え、対話者に p をしないよう説得する発語媒介的意図がある場合

各用例の分類が、どのようにしてなされたかについて、ハッキリとした言及はなく<sup>13</sup>、結果として見られる時制ごとの分布に関して、議論が進められている<sup>14</sup>。この点で、(15)などの分析は、「記述的であり、解釈をみちびきだす原理が解明されているとは言いがたい(渡邊(2010))」。しかし、用法・解釈を特定するにあたり、一定程度参考になる記述でもある<sup>15</sup>。

### 3.2. Hélène Huot (1974)

Hélène Huot (1974)は、動詞の不定形を後続する *devoir* の用法に関して、主語となる名詞句、*devoir* の叙法と時制、後続する不定詞の形(単純形か、複合形か)、共起される副詞などとの関係から、論じている。

なお、*devoir* の用法の分類に際しては、*obligation/nécessité* と *probabilité/futur* という用語を用いており<sup>16</sup>、*devoir* の叙法など、条件ごとに、各用法の容認度を記述している。

さらに、いくつかの叙法・時制に関しては、容認度を示す表だけでなく、追加の記述がある。例えば、条件法現在形に関しては、以下の通りである。(p.48-49)

(16) *DEVOIR* が条件法現在形に置かれると、その価値は、条件法現在の用法の二つの価値と結びつけられることとなる。

a) 事行が、明示的もしくは暗示的に、未来に位置づけられると、*probabilité* を表す *Jean devrait reprendre son activité (dans quelques jours)*.

ジャンは、(数日のうちに)活発さを取り戻すはずだ。

b) 事行が、現在の状況との対比を表す場合、*obligation* を表す

*Jean devrait préparer son examen (mais il est parti au cinéma)*.

ジャンは、試験の準備をしなければならない (が、彼は映画館に出かけた。)

ただし、問題は、事行を位置づけ、動詞の-rait 形に的確な価値を与えうる要素があるかどうかを特定することにある。そして、*devoir* が否定形に置かれた場合に関しては、

---

(opposition)」「原因(cause)」を表す句(や節)がある場合、*devoir* は *obligation* を表すとしている。ただし、この記述は、*devoir* の否定形に関してではない。すなわち、*obligation* が否定形に置かれた際、van Hecke(2007)の分類における、断定的用法になるのか、評価的用法になるのかについては、言及していない。

<sup>13</sup> (14)にあるように、例えば、*tu ne dois pas p* が、*il n'est pas nécessaire que p* と言い換えられると見なされれば、*emploi assertif* に分類しているようである。

<sup>14</sup> 極端に言えば、用法の分類自体が、van Hecke による、直感テストである可能性も否定できない。

<sup>15</sup> 例えば、(15a)は、澤田(2006)における「義務づけのための動機づけ」と一部重なる部分がある。

<sup>16</sup> 前者は、太田(1980)における「義務的」、澤田(2006)における「束縛的」意味に、後者は、太田(1980)および澤田(2006)における「認知的」意味に、それぞれ相当する。

(17)のような記述がある。(p.99-100<sup>17</sup>)

(17)

|                     | DEVOIR=obligation   |                          | DEVOIR=probabilité  |                          |
|---------------------|---------------------|--------------------------|---------------------|--------------------------|
|                     | parler<br>en public | avoir parlé<br>en public | parler<br>en public | avoir parlé<br>en public |
| pas                 | +                   | —                        | —                   | +                        |
| il ne doit plus     | +                   | —                        | —                   | +                        |
| jamais              | +                   | —                        | —                   | +                        |
| pas                 | +                   | —                        | —                   | +                        |
| il ne devait plus   | +                   | —?                       | —                   | +?                       |
| jamais              | +                   | —                        | —                   | +                        |
| pas                 | +                   | +                        | —                   | —                        |
| il ne devra plus    | +                   | —?                       | —                   | —?                       |
| jamais              | +                   | —                        | —                   | —                        |
| pas                 | +                   | +                        | +                   | +                        |
| il ne devrait plus  | +                   | ?                        | +                   | ?                        |
| jamais              | +                   | ?                        | +                   | ?                        |
| pas                 | —                   | *                        | +                   | *                        |
| il n'a plus dû      | —                   | *                        | +                   | *                        |
| jamais              | —                   | ?                        | +                   | ?                        |
| pas                 | —                   | *                        | +                   | *                        |
| il n'avait plus dû  | —                   | *                        | +                   | *                        |
| jamais              | —                   | ?                        | +                   | ?                        |
| pas                 | —                   | *                        | +                   | *                        |
| il n'aura plus dû   | —                   | *                        | +                   | *                        |
| jamais              | —                   | ??                       | +                   | ??                       |
| pas                 | +                   | +                        | —                   | —                        |
| il n'aurait plus dû | +                   | *                        | —                   | *                        |
| jamais              | +                   | +                        | —                   | —                        |

この表で、注目に値するのは、直説法現在形、半過去形、単純未来形は、後続する動詞が単純形か否かにより、obligation の解釈と probabilité の解釈の優位度が逆転するのに対し、条件法現在形は、後続する動詞が単純形の場合に、どちらの解釈も導き出されうるといふ点である。この点、(16)における、条件法現在形に置かれた際に devoir の解釈を特定しにくい場合があるという指摘は、否定形でも当てはまるといえる。

<sup>17</sup> H el ene Huot (1974) においては、obligation と probabilit e に分けて、表があるが、本稿では対称性をより明らかにするため、一つの表にしている。

#### 4. 用例調査

序論でも言及した通り、van Hecke (2007) の調査は、直説法現在形、半過去形、複合過去形のみを対象としている。しかし、本稿の出発点は、(1), (2)((18),(19)として再掲)に見られる *devoir* の否定と叙法との関係について、考察をすることにある。

(18) Tu ne dois pas parler avant le président de séance. (= (1))

会長の前に話してはいけない。

(19) Tu ne devrais pas parler avant le président de séance. (= (2))

会長の前に話さない方がいい。

このため、ここで、*devoir* が否定形に置かれた用例に対し、Hélène Huot (1974) による尺度のうち、主語に置かれる名詞句、*devoir* の叙法と時制、共起される副詞句を目安に、分析をすることとする。

##### 4.1. 調査方法

本調査では、フランス語の大規模な書き言葉コーパスである Frantext において、*ne*, *devoir*, *pas* が共起されている用例のうち、年代的に新しいもの 400 例を対象とする。各用例に関して、主語となる名詞句、*devoir* の叙法と時制、後続する動詞の不定形、用法の四点で、分類をした。

##### 4.2. 各項目の用例数

###### 4.2.1. 主語となる名詞句

|               |    |                |    |
|---------------|----|----------------|----|
| je            | 76 | nous           | 15 |
| tu            | 9  | vous           | 14 |
| il (人間)       | 24 | ils (人間)       | 15 |
| il (非・人間)     | 20 | ils (非・人間)     | 1  |
| elle (人間)     | 16 | elles (人間)     | 2  |
| elle (非・人間)   | 6  | elles (非・人間)   | 2  |
| ça, ce (人間)   | 4  | その他の名詞句 (人間)   | 40 |
| ça, ce (非・人間) | 29 | その他の名詞句 (非・人間) | 79 |
| on            | 48 |                |    |

主語となる名詞句については、代名詞か否かを基準に、分類をした。また、人間を指す *je*, *tu*, *on*, *nous*, *vous* 以外の代名詞・名詞句は、その別を述べるだけでは不十分である<sup>18</sup>ため、それが「人間(humain)」であるか、「非・人間(non-humain)」であるかによっても分類をしている。なお、主語が「人間」である例は、263 例、主語が「非・人間」である例は、

<sup>18</sup> 例えば、三人称男性単数形の人称代名詞 *il* には、人間を指し示す用法に加えて、いわゆる「非人稱」と呼ばれる特定の指示対象を持たない用法がある。

137 例現れている。

#### 4.2.2. devoir の叙法と時制 <sup>19</sup>

|         |     |        |   |
|---------|-----|--------|---|
| 直説法現在形  | 185 | 接続法現在形 | 3 |
| 直説法半過去形 | 145 | 単純未来形  | 2 |
| 条件法現在形  | 63  | 単純過去形  | 2 |

devoir の叙法と時制に関しては、直説法現在形と直説法半過去形だけで、全 400 例中 330 例を占めている。次いで、条件法現在形が 63 例現れている。

#### 4.2.3. 後続する動詞

|             |    |                 |    |
|-------------|----|-----------------|----|
| être        | 61 | faire           | 13 |
| être + 過去分詞 | 25 | y avoir         | 12 |
| avoir       | 17 | ∅ <sup>20</sup> | 8  |

5 例以下のものが多いため、ここでは 用例数の多かったもの 6 個を示すのみとする。その中で、62 例と最も数の多かった être は、属詞を後続する用法であり、その次に多かったのは、受動態を構成する être に過去分詞を後続する用法であった。

動詞個々の出現数としては、一般化が難しいため、その動詞が「状態」を表すものか、「動作」を表すものかにより分類したところ、前者が 215 例、後者が 185 例となった。

#### 4.2.4. 用法

ここでは、van Hecke(2007)を参考に、断定的、評価的、認識的の三分類とした。ただし、この三分類の適応が、容易には思われない用例もあったため、中間的な解釈(「断定的/評価的」と「評価的/認識的」)を認めている。このため、実際には五分類となっている。

|                      | 断定的                     | 断定的/評価的        | 評価的  | 評価的/認識的        | 認識的  |
|----------------------|-------------------------|----------------|--|----------------|--|
| 4.2.1. 主語となる名詞句      | 人間:20<br>非・人間:3         | 人間:4<br>非・人間:1 | 人間:146<br>非・人間:28                          | 人間:2<br>非・人間:0 | 人間:86<br>非・人間:110                          |
| 4.2.2. devoir の叙法と時制 | 直・現:4<br>半過:8<br>条・現:11 | 直・現:2<br>条・現:3 | 直・現:94<br>半過:55<br>条・現:21<br>接・現:2<br>単未:2 | 直・現:1<br>半過:1  | 直・現:84<br>半過:81<br>条・現:28<br>接・現:1<br>単過:2 |
| 4.2.3. 後続する不定詞       | 状態:14<br>動作:9           | 状態:1<br>動作:4   | 状態:50<br>動作:124                            | 状態:1<br>動作:1   | 状態:149<br>動作:47                            |
| 用法毎の合計               | 23                      | 5              | 174  | 2              | 196  |

<sup>19</sup> 今回の調査で使用する用例を検索する際、他の要因が入り込むことを防ぐため、ne, devoir, pas がこの語順で出てくるもののみを対象とした。だが、これにより、van Hecke(2007)で言及のあった直説法複合過去形など、pas の後に devoir の過去分詞 dû が出現する用例が含まれていない。

<sup>20</sup> 前文の繰り返しとなるため、devoir の後に、動詞の不定形が直接現れていない用例のこと。後続するものが、動詞の不定形ではなく、名詞などである用例は、本調査の対象でないため、除外している。

なお、用法の分類にあたっては、主語が人間か否か、動詞の意味特性は動作か状態かなど、4.2.1.~4.2.3.で言及した要素を考慮している。

#### 4.3. 用例の分析

各項目の用例数をまとめた 4.2.4.の表から、以下の傾向を述べることができる。

(20) 主語となる名詞句に関して、断定的・評価的用法では、「人間」が多いものの、認識的用法では、「非・人間」の数が上回っている。

(21) 後続する不定詞に関して、評価的用法では、「動作」を表す動詞が多く、認識的用法では、「状態」を表す動詞の数が逆転している。

一方、4.2.2.で取り上げた、devoir の時制・叙法と devoir の用法の関連について、量的な議論をすることは賢明ではない。最大の理由は、既に述べたように、直説法現在形と直説法半過去形の出現数が、8 割以上と多く、他の時制・叙法との比較において、均衡を十分に保つことができないことにある。

そのため、ここでは、直説法現在形と直説法半過去形、そしてその次に用例数の多かった条件法現在形を取り上げ、それぞれの解釈との関連を詳細に考察することとする。

##### 4.3.1. 直説法現在形

| 断定的 | 断定的/評価的 | 評価的 | 評価的/認識的 | 認識的 |
|-----|---------|-----|---------|-----|
| 4   | 2       | 94  | 1       | 84  |

直説法現在形において、割合としては、(22)のような評価的用法や(23)のような認識的用法が大半を占めている。(22)では、動詞 *réprimander* の意味的性質や、総称的に用いられている *une militante* が評価的価値をもたらしている。(23)では、*recommencer* という動作を表す動詞の主語が非・人間の *cela* であるため、断定的解釈や評価的解釈が生まれにくく、結果として、認識的価値に至っているものと考えられる。

(22) Pierre me réprimanda : « Une militante ne doit pas pleurer ! »

ピエールは私を叱った。「活動家たるもの、泣いてはいけない!」

(BRIÈRE-BLANCHET Claire, *Voyage au bout de la révolution : de Pékin à Sochaux*, 2009, p. 135)

(23) Je pose la question : est-ce qu'on va recommencer à nouveau comme en 1968 ?

私は質問した。1968 年のように、また再開する予定ですか。

Je réponds : non, cela ne doit pas recommencer.

私は答えた。いいえ、再開するはずがありません。

(MANCHETTE Jean-Patrick, *Journal : 1966-1974*, 2008, p. 447)

一方、(24)のような断定的用法は、4 例のみとごく少数であった。なお、(24)では、前

文の Tu ne pouvais pas savoir.が、次の発話文の根拠を表している。

(24) Tu ne pouvais pas savoir. Tu ne dois pas te sentir coupable.

君は知ることが出来なかった。君は、自分のせいだと感じなくていい。

(BOIS Ariane, *Et le jour pour eux sera comme la nuit*, 2009, p. 52)

これは、4.2.4.の表にもあったように、断定的解釈は、条件法現在形が担う傾向があることと、関係があるように思われる。実際、いずれの用例も、評価的・認識的でないと判断するにあたっては、前後文脈を踏まえた上で、解釈することが求められるものであった。

#### 4.3.2. 直説法半過去形

| 断定的 | 断定的/評価的 | 評価的 | 評価的/認識的 | 認識的 |
|-----|---------|-----|---------|-----|
| 8   | 0       | 55  | 1       | 81  |

直説法半過去形に関しては、認識的用法が多く、次いで、評価的用法、そして、直説法現在形同様、断定的用法は、8例と少なかった。例えば、(25)では、直後の現在分詞 *passant* 以下が認識的解釈に至る判断の根拠を表している。一方、(26)では、*une chose à faire* が必要性を表していることから、評価的解釈が導き出される。

(25) Mais lundi après-midi, alors que subitement ma fonction de bibliothécaire m'était apparue lourde, ennuyeuse et longue, il est venu. Il ne devait pas venir, passant son examen de droit le lendemain. J'étais inondée de joie. Pendant un long moment, nous n'avons pu nous parler.

しかし、月曜日の午後、司書の職務が私には重く、退屈で、長く感じられたが、彼が来た。翌日 法学の試験を受けるので、来るはずがなかった。私は、喜びでいっぱいになった。長い間、我々は 互いに話すことが出来なかった。

(BERR Hélène, *Journal 1942-1944*, 2008, p. 155)

(26) Mais nous avons une chose à faire, notre lecture l'après-midi, que nous ne devons pas rater. Dans l'avion je lui avais dit : tu as parlé hier parce qu'on fait la lecture aujourd'hui ? Il disait : tu crois ? Je disais : oui, je crois.

しかし、我々には一つすべきことがあった。午後の読書である。これは、我々がやり損ねてはいけないのである。飛行機で、私は彼に言った。「今日 読書をするからって、昨日言った？」「そうだっけ？」「うん、そう思う。」

(ANGOT Christine, *Rendez-vous*, 2006, p. 141)

また、(27)の断定的解釈を特定する上では、文修飾の副詞 *théoriquement* の影響が大きい<sup>21</sup>。つまり、「原則として」は、不必要であるが、例外があれば、義務が生じるという

<sup>21</sup> (15b)にあった、*il faut ne pas p* 解釈を妨げる条件を再度参照されたい。

ことである。

(27) Ce recensement concernait les personnes et les biens qu'elles possédaient. Théoriquement, les personnes qui s'étaient déjà déclarées ne devaient pas le faire à nouveau.

この調査は、人間とその所有する財産に関するものです。原則として、すでに言明された方は、再度行わなくていいです。

(MILEWSKI Françoise, *Un livre du souvenir : à la recherche d'une famille juive décimée en Pologne.*, 2009, p. 196)

#### 4.3.3. 条件法現在形

| 断定的 | 断定的/評価的 | 評価的 | 評価的/認識的 | 認識的 |
|-----|---------|-----|---------|-----|
| 11  | 3       | 21  | 0       | 28  |

条件法現在形に関しては、先の2時制と比べ、用例数が少ないため、出現数を割合として比較することは、難しい。まず、(28)が評価的用法、(29)が認識的用法の例である。

(28) Je pense à l'égalité, à la fraternité, à tous ces trucs qu'on apprend à l'école et qui n'existent pas. On ne devrait pas faire croire aux gens qu'ils peuvent être égaux ni ici ni ailleurs.

私は、平等、友愛、そして学校で習うが、存在しないこれら全てのトリックのことを考えている。我々は、ここでも他のところでも、平等となりうる人々に、(このことを)信じさせてはいけないのである。

(VIGAN Delphine de, *No et moi*, 2007, p. 102)

(29) Est-ce que les catholiques méritent le nom de chrétiens, alors que s'ils appliquaient la parole du Christ, il ne devrait pas exister une chose qui s'appelle : différence de religion, et de races même ?

キリストの言葉に当てはめれば、宗教や人種の違い、と言われるものは存在しないはずであるのに、カトリック教徒はキリスト教徒の名に値するのだろうか。

(BERR Hélène, *Journal 1942-1944*, 2008, p. 173)

とはいえ、(30)のような断定的用法で用いられる用例が直説法現在形・半過去形と比べて、わずかながら多いことは、条件法現在自体の用例が少ないことを踏まえると、注目すべき点である。ここで、条件法現在形は、直説法現在形、半過去形、単純未来形と異なり、obligation とともに probabilité とともに解釈されうるとした、(17)の記述を参照されたい。

(30) - Tu ne devrais pas t'impliquer à ce point dans leur histoire.

この点では、君は彼らの話に熱中しない方がいい。

- Merci du conseil !

助言をありがとう。

(CHAIX Marie, *L'été du bureau*, 2005, p. 81)

(30)では、否定形の *devoir* を次の応答文において *conseil* で受け直していることからわかるように、忠告・提案の含意が読み取れる<sup>22</sup>。これは、条件法の、いわゆる「語調緩和」(*atténuation*)用法に由来している。

そして、ここで序論に話を戻すと、(2)の用例((31)として再掲)も、この用法に近いものであると考えられる<sup>23</sup>。

(31) Tu ne devrais pas parler avant le président de séance. (= (2))

会長の前に話さない方がいい。

ただし、*devoir* 自体の用法が、断定的であるか評価的であるかを、分類することは、ときに容易でないことがある。もちろん、「束縛的 (*déontique*)」意味か、「認識的 (*épistémique*)」意味かの線引きは、英語の先行研究でも言及されているように必要であると思われるが、その下位区分は明確でないように感じられる<sup>24</sup>。

条件法で用いられる *devoir* に関して、渡邊(2004)には、「*devrait*<sup>25</sup>の場合であっても、*devoir* の『ほかの可能性の排除』という本質的機能は十全に発現しているのであり、その『ほかの可能性の排除』のなかでも、確信度の低いタイプの解釈へと限定するはたらきを条件法が果たしているのである。(p.285)」とあり、その中の一つの解釈として、忠告や提案の読みが可能となるのである。

## おわりに

以上のように、本稿では、フランス語の法助動詞 *devoir* が否定形に置かれた場合の意味解釈について、考察してきた。ただし、各時制ごとに用例数を 100 例用意した van Hecke (2007)と異なり、動詞の叙法・時制ごとに用例数を揃えることができなかったため、用例が直説法現在形と直説法半過去形にかなり偏っている。このため、両時制の出現頻度が高いことは確認できたが、否定に対する叙法と時制の影響を考察する上で、十分な分析をするには至らなかった。加えて、本調査における用例の分布が、調査対象を Frantext のみとしたことに起因するのか、他のコーパスではどのような傾向が見られるのかという点などを今後さらに分析していく必要がある。

---

<sup>22</sup> TLFi の *devoir* の項(<http://www.cnrtl.fr/definition/devoir>)のうち、II. d) α)を参照。avec une nuance de conseil, de suggestion, d'invitation; souvent au cond. prés. とある。

<sup>23</sup> ただし、序論でも触れたように、(31)=(2))には前後文脈が付されていない。

<sup>24</sup> 特に、van Hecke(2007)における、「断定的」と「評価的」は、程度の差であるように思われることも多い。とりわけ *devoir* が条件法で用いられた場合、*devoir* 自体の用法によるものか、用いられる叙法によるものかは、区別することが難しい。用法をいくつに分けるかについては、今後も検証が必要である。

<sup>25</sup> 条件法現在形で用いられる *devoir* のこと。

また、条件法現在形が用いられた用例を分析するにあたっては、*devoir* 以外の法助動詞が条件法で用いられた場合と、比較するなどして、条件法特有の効果、*devoir* 特有の効果、そして両者が共起されることによる効果などを、さらに考察していくことが、必要となる。こうした点も 今後の課題として、取り組んでいきたい。

## 参考文献

- CHARAUDEAU Patrick (1992). *Grammaire du sens et de l'expression*, Paris: Hachette, pp.563-564.
- DESLÉS Jean-Pierre (2003). « Interactions entre les valeurs de pouvoir, vouloir, devoir » : *Aspects de la Modalité*, Linguistische Arbeiten ; 469, M. Niemeyer, Tübingen, pp.49-66.
- GREVISSE Maurice (1993). *Le bon usage: grammaire française. 13e éd. / refondue par André Goosse*, Louvain-la-Neuve: Duculot, pp.1259-1263.
- GREVISSE Maurice et ANDRE Goose (2011). *Le bon usage: grammaire française. 15e éd*, Bruxelles: De Boeck, Duculot, pp.1098-1099.
- HUOT Hélène (1974). *Le verbe devoir: étude synchronique et diachronique*: Publications de l'Université de Paris X Nanterre; Lettres et sciences humaines ; sér. A. Thèses et travaux; no 27, 194p.
- LARRIVÉE Pierre (2004). *L'ASSOCIATION NÉGATIVE Depuis la syntaxe jusqu'à l'interprétation*, 7-77, Genève-Paris: Librairie Droz.
- RIEGEL Martin, PELLAT Jean-Christophe et RIOUL René (1994). *Grammaire méthodique du français*, Paris: PUF, pp.252-254, 420-425.
- VAN HECKE Tine (2007). « La négation de la modalité déontique en français, italien, et roumain » , F. Floricic (Dir.) : *La négation dans les langues romanes*, John Benjamins, pp.161-176.
- TOURATIER Christian et al. (2007). *La négation*, Aix-en-Provence: Publications de l'Université de Provence, pp.11-32.
- TOURATIER Christian (2008). *La portée de la négation?*, Revue de Linguistique Latine du Centre Alfred Ernout De lingua Latina ISSN 1760-6322, n° 1, décembre 2008, 32 p.
- 朝倉季雄 (2002). 『新フランス文法事典』, pp.171-173, 白水社.
- 太田朗 (1980). 『否定の意味:意味論序説』, pp.456-476, 大修館書店.
- 金水敏, 工藤真由美, 沼田善子 (2000). 『時・否定と取り立て』, 岩波書店, pp.93-150.
- 澤田治美 (2006). 『モダリティ』 開拓社, 523p.
- 渡邊淳也 (2004). 『フランス語における証拠性の意味論』, 早美出版社, pp.237-286.
- 渡邊淳也 (2010). 「拘束的用法の *devoir*, *falloir* の否定の多義性について」『文藝言語研究. 言語篇』57, pp.25-41.